

外商投資企業の投資総額と登録資本の調整 に関する規定及び手続に関する通知

対外貿易経済合作部、国家工商行政管理局 1995年5月25日

各省、自治区、直辖市、計画単列市の対外経済貿易委員会（庁、局）、工商行政管理局、ハルビン、長春、瀋陽、南京、武漢、成都、西安、広州、珠海、スワトウ市の対外経済貿易委員会：

1994年11月3日、国家工商行政管理局と対外貿易経済合作部は合同で「外商投資企業審査・認可及び登記管理の一層の強化に関する通知」（工商企字[1994]第305号）を発表したが、その中の第11条で次のように規定した。「外商投資企業は、経営期間内に、たしかに正当な理由があり、企業の正常な経営に影響せず、かつ債権者の利益を侵さないという前提のもとに、元の審査認可を受けた機関に対して生産規模の縮小、投資総額と登録資本調整の申請を提出することができ、元の審査認可機関の認可を経て、元の登記機関の承認を受けたあと、変更登記を行い、工商行政管理局に届け出ることができる。」公司法などの関係の法律、法規及び当該通知の上述の規定に基づき、ここに外商投資企業（以下「企業」という）の投資総額と登録資本の調整に関する規定と手続を次の通り通知する。

- 一、次のいずれかの状況がある企業は、投資総額と登録資本の調整を申請することができない。
- （一）現行の法律、法規で登録資本に下限の規定を設けているもので、その調整後の登録資本が法定資金金額よりも低い場合。
 - （二）企業に経済紛争があり、かつ司法手続または仲裁手続に入っているもの。
 - （三）企業の契約または定款の中で、生産、経営規模について最低規模の定めがあり、その調整後の投資総額が最低規模よりも小さい場合。
 - （四）中外合作経営企業において、契約の中に外国側の投資先行回収の定めがあり、かつ既に回収を完了している場合。

二、投資総額と登録資本の調整申請の具体的手続：

（一）企業が投資総額と登録資本を調整する必要がある場合、審査認可機関に董事会の全会一致賛成の決議と董事長の署名の入った申請書を提出しなければならず、申請書には生産、経営規模縮小の理由及び投資総額と登録資本調整の金額を詳述し、中国の登録会計士が検証した資産負債表、財産目録、債権者名簿、営業許可証副本を添付しなければならない。

（二）原審査認可機関は上述の書類を受領した日から30日以内に、書面の形式で同意するか否かの初步的的回答を行わなければならない。企業は原審査認可機関が企業の投資総額と登録資本調整に同意の初步的的回答を行った日から10日以内に、債権者に通知し、同時に、30日以内に省クラス以上の新聞紙上で少なくとも3回の公告を出さなければならない。

債権者は通知を受け取った日から30日以内に、通知書を受け取っていない債権者は第一回公告の日から90日以内に、企業に債務の返済または相応の担保の提供をするように要求する権利を有する。

(三) 3回の公告を行った後、企業は原審査認可機関に、新聞紙上で3回登録資本削減の公告を行った証明と、債務返済または債務担保状況の説明を提出しなければならない。原審査認可機関は、上述文書を受領した日から30日以内に、認可または不認可の決定を行わなければならない。原審査認可機関は認可決定後、その決定の写しを同時に工商行政管理部門、税務部門あるいは税関部門など関係部門に送達しなければならない。

(四) 企業は、投資総額と登録資本調整の申請が原審査認可機関で認可されてから30日以内に、規定に基づき、元の工商行政管理機関で変更登記手続きを行い、同時に国家工商行政管理局に届け出なければならない。企業が元の投資総額に基づいて免税で輸入した設備、原材料等の金額が減少後の投資総額を超過する場合は、追加納税が必要かどうか税関に確認を求めなければならない。

各審査認可機関及び登記機関は、企業の投資総額と登録資本調整業務を真剣に行い、遭遇した問題をすみやかに対外貿易経済合作部と国家工商行政管理局に連絡されたい。

注記:

中国内において法的効力を有する本通知の正式な文書は中国語で制定され配布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来るが、中国内において法的効力をもつ正式な文書ではありません。